

相続手続きのご説明

ご預金等の相続手続きにつきまして、ご案内申し上げます。
なお、お借入れ等のお取引がある場合は、別途手続きが必要になりますので、
当行窓口にお申し出ください。

仙台銀行

◆相続の手続きが完了するまでのお取引について

当行において相続の開始が確認できた場合、相続手続きが完了するまで、預金等のお引出し、ご入金については、お取り扱いができなくなります。

- (1) 口座振替のご契約がある場合、口座振替も停止となります。
 - ・口座振替を行っている諸代金については、別途お支払いいただくようお願いいたします。
- (2) 振込での入金については、振込先の銀行に連絡のうえ、ご依頼人のご指示によりお取り扱いいたします。
 - ・家賃などの継続的な振込入金がある場合は、振込指定口座を変更していただくようお願いいたします。

◆残高証明書の発行が必要な場合のお取扱いについて

当行窓口にお申し出ください。相続人様、相続人様の代理人、遺言執行者、相続財産管理人のいずれかの方からのご依頼により発行いたします。

残高証明書の発行には、ご依頼人の実印と以下の書類が必要となりますのでご持参ください。(所定の発行手数料をいただきます。)

- (1) 被相続人が亡くなれたことが確認できる戸籍（除籍）謄本等
 - (2) ご依頼人が相続人様の場合は相続人様の戸籍謄本
- ※ 上記 (1) (2) につきましては、法務局が交付した「法定相続情報一覧図」をご提出いただける場合は不要です。
- (3) ご依頼人が相続人様の代理人の場合は、相続人様からの実印による委任状、ご依頼人が遺言執行者の場合は、遺言書、遺言執行者選任の審判書（遺言書に遺言執行者の記載がないとき）、相続財産管理人の場合は、相続財産管理人選任の審判書
 - (4) ご依頼人（相続人、相続人様の代理人、遺言執行者、相続財産管理人）の印鑑証明書
 - (5) 運転免許証、パスポート、健康保険証など、ご本人であることが確認できる書類
 - (6) 実印…「残高証明書発行依頼書」にご記入のうえ、ご依頼人の実印を押印ください。(ご預金等が複数店舗にある場合は、その店舗数分が必要となります。)

※残高証明書発行につきましては、即日の発効ができない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

◆遺産分割協議が済んでいる場合、または、遺言書がある場合

書類のご提示をお願いします。

- (1) 遺産分割協議を作成している場合は原本をご提示ください。
- (2) 遺言書がある場合
 - ①公正証書遺言の場合
 - ・公正証書遺言の正本または謄本の原本をご提示ください。
 - ②自筆証書遺言がある場合
 - ・家庭裁判所の検認がある遺言書か、法務局から交付を受けた遺言書情報証明書に添付された遺言書（家庭裁判所の検認手続は不要）のいずれかをご提示ください。

◆その他のお申し出

次の場合当行窓口、またはフリーダイヤルにお申し出ください。

- (1) 家庭裁判所から交付された遺産分割前の一部払戻しを認める「審判書謄本」（確定表示のあるもの。または審判確定証明書を共に）持参した場合。
- (2) 相続人様同士での遺産分割協議の最中で、相続人様の当面の生活費や被相続人様の葬儀費用の支払い等でお困りの場合。
- (3) 相続放棄や相続欠格あるいは廃除等がある場合。

◆投資信託のご相続手続きについて

- (1) 投資信託を解約される場合は、次の書類をご提出願います。
 - ①「投資信託買取・解約申込書（兼 投資信託取引記録）」
 - ②被相続人様が特定口座をお持ちであった場合は「特定口座廃止届出書」
 - ③被相続人様が定時定額購入（「てまいらず」）をご契約いただいていた場合は「投資信託定時定額購入申込書兼確認書（兼変更・解約届）」
- (2) 投資信託を被相続人様のご名義から相続人様のご名義に変更される場合には次の書類をご提出願います。
 - ①「投資信託総合取引申込書」（顧客カード）
（ご相続人様が投資信託口座を既にお持ちいただいている場合、ご提出は不要です。）
 - ②「投資信託の募集・購入に係る確認書」
 - ③被相続人様が特定口座をお持ちであった場合は「特定口座廃止届出書」
 - ④被相続人様が定時定額購入（てまいらず）をご契約いただいていた場合は、「投資信託定時定額購入申込書兼確認書（兼変更・解約届）」

※ ご相続人様には、当行の担当者から投資信託について、ご説明させていただきます。

◆債券（国債、公共債）のご相続手続きについて

(1) 債券を売却される場合は、次の書類をご提出願います。

①「債券買取依頼書」

②被相続人様が債券特定口座をお持ちの場合は、「債券特定口座廃止届」

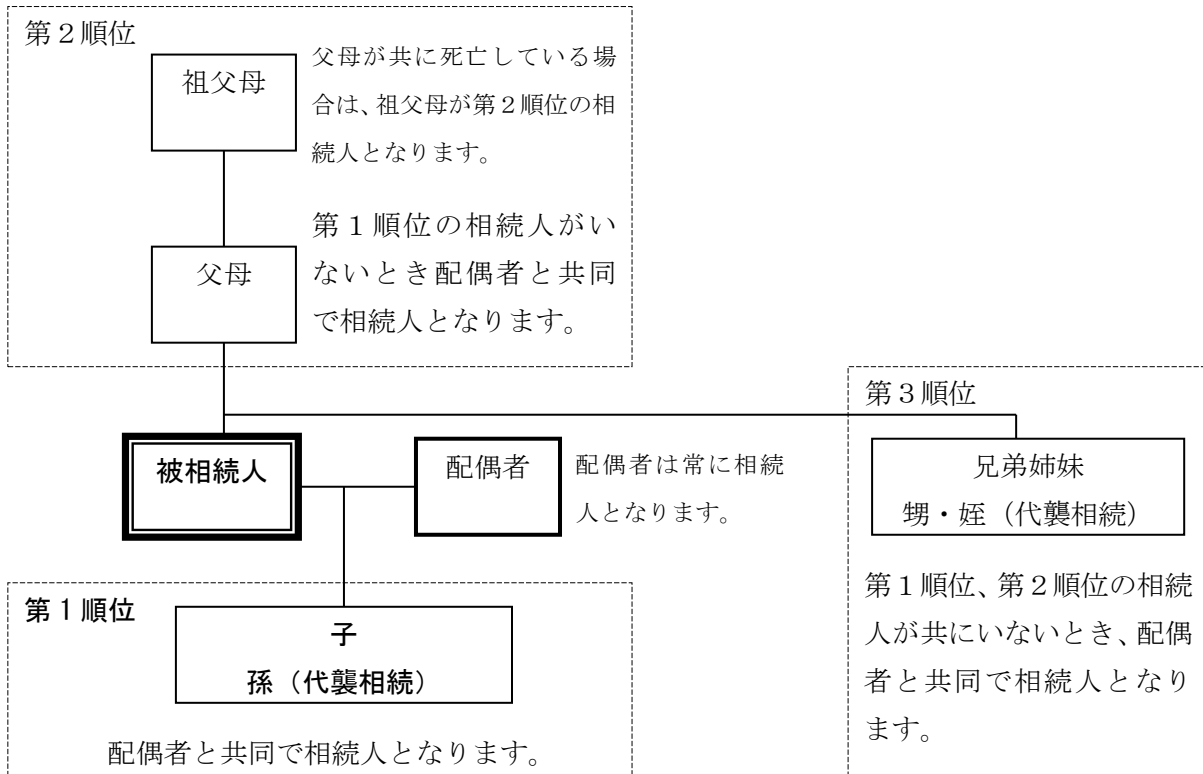
(2) 債券を被相続人様の名義から相続人様のご名義に変更される場合には次の書類をご提出願います。

①「債券取引口座開設申込書」（ご相続人様が債券口座を既にお持ちいただいている場合ご提出は不要です）

②「契約締結前交付書面」（個人向け国債の場合は個人向け国債の契約締結前交付書面、個人向け国債以外は円貨建て債券の契約締結前交付書面）

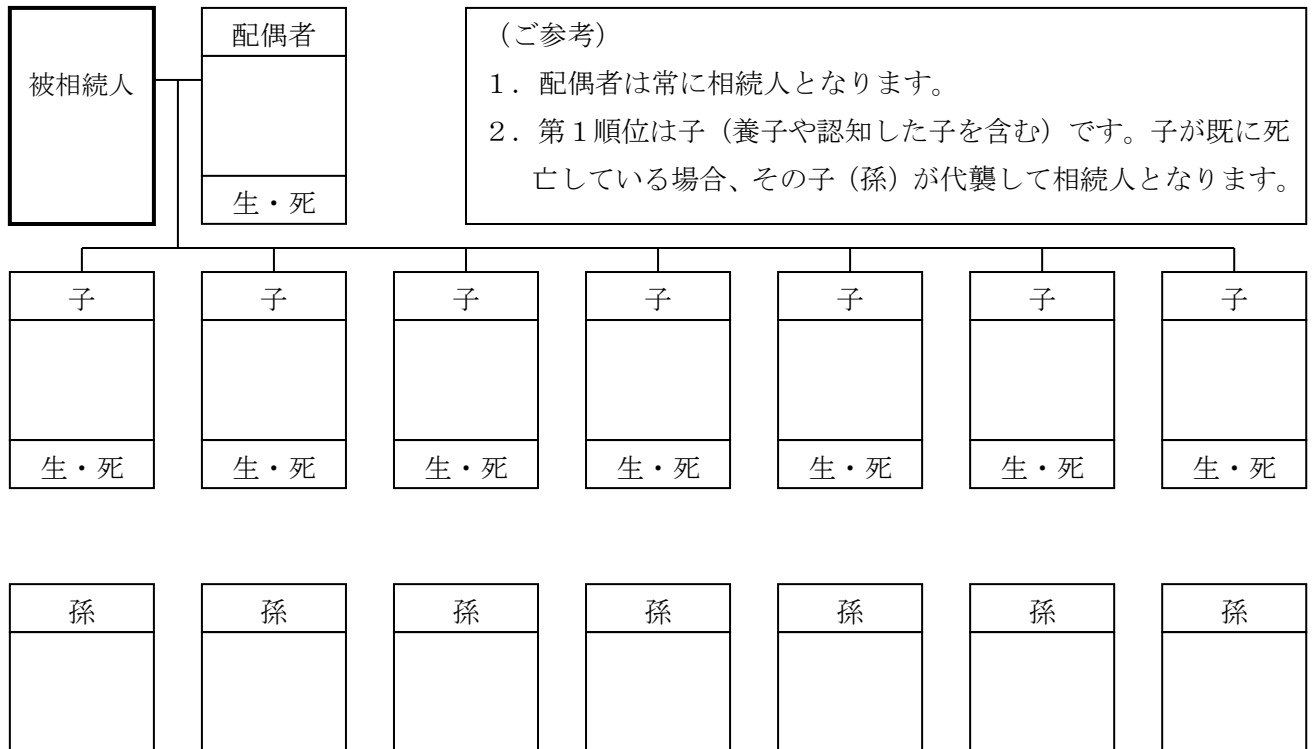
※ ご相続人様には、当行の担当者から公共債について、ご説明させていただきます。

◆相続人の範囲と相続の順位について（ご参考）



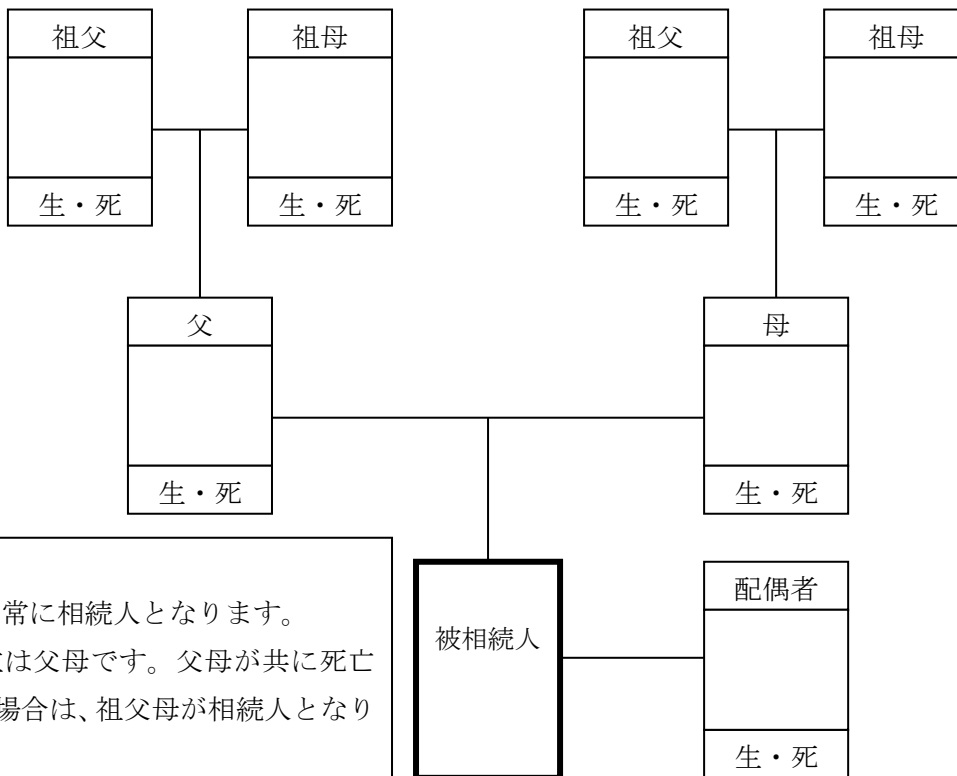
相続人関係図（第1順位）

被相続人



相続人関係図（第2順位）

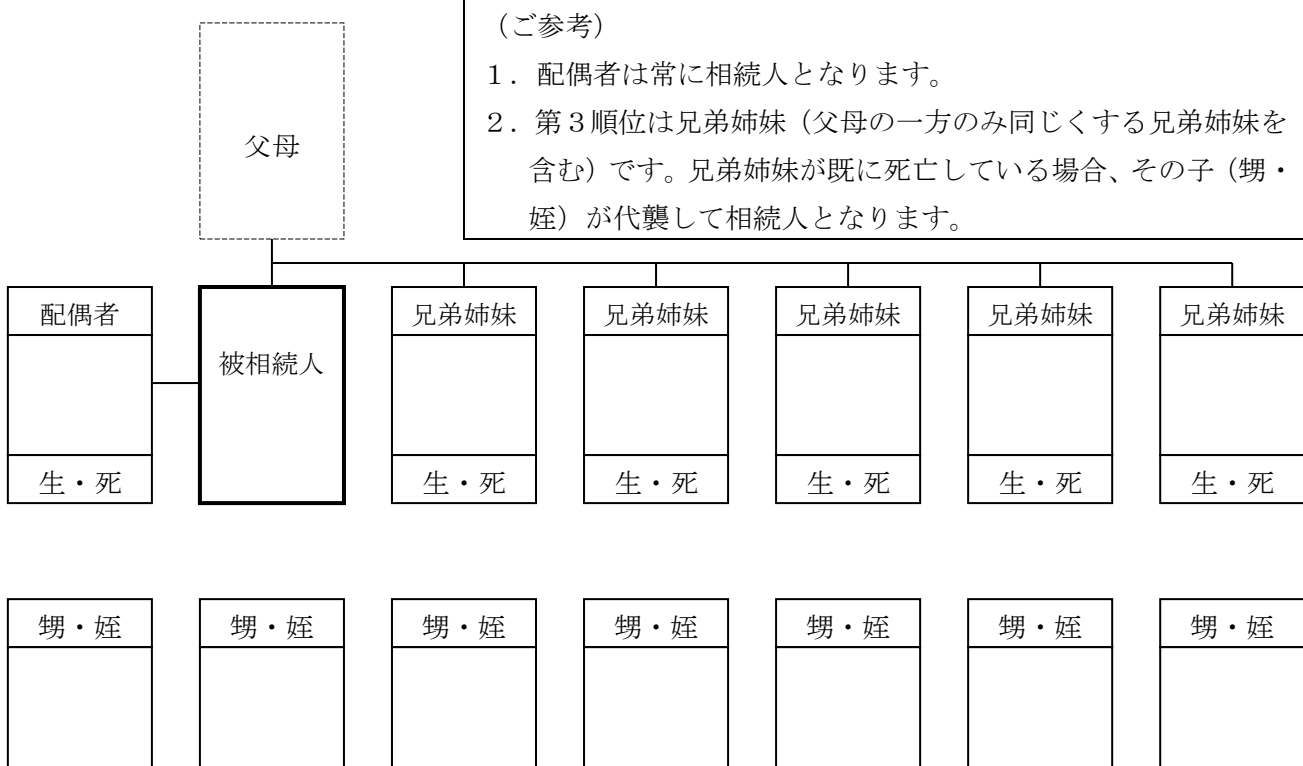
被相続人



(ご参考)
 1. 配偶者は常に相続人となります。
 2. 第2順位は父母です。父母が共に死亡している場合は、祖父母が相続人となります。

相続人関係図（第3順位）

被相続人



(ご参考)
 1. 配偶者は常に相続人となります。
 2. 第3順位は兄弟姉妹（父母の一方のみ同じくする兄弟姉妹を含む）です。兄弟姉妹が既に死亡している場合、その子（甥・姪）が代襲して相続人となります。

◆相続手続きに際してご用意いただくもの

No.	ご用意いただく書類	ご 説 明	ご請求先
1	相続関係手続依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人様全員の自署、実印での押印をお願いします。場合により一部の相続人様だけの自署・実印押捺で手続できることがあります。詳しくは担当者にお問い合わせください。 	銀行窓口
2	被相続人様（亡くなられた方）の戸籍謄本 ※法務局が交付した「法定相続情報一覧図」をご提出いただける場合は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・ お生まれ時から、お亡くなりの方まで続いている戸籍謄本をご用意ください。 ・ 相続人様が兄弟姉妹の場合は、被相続人様のご両親の戸籍謄本もご用意ください。 	本籍所在の市区町村役所
3	相続人様の戸籍謄本 ※法務局が交付した「法定相続情報一覧図」をご提出いただける場合は不要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人様の確認のため、全ての相続人様の戸籍謄本をご用意ください。 ただし、被相続人様の戸籍（除籍）謄本により、全ての相続人様が確認できる時は、ご提出を省略できる場合がございます。 	
4	相続人様の印鑑証明書 （発行日から6ヶ月以内のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1の書類に署名した相続人様全員について1通ずつ用意ください。 ・ 住居が海外にある方は、大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。 	現住所の市区町村役所
5	預金通帳・証書・カード 貸金庫鍵等	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取引いただいているすべての通帳・証書・カード、その他、貸金庫の鍵等が必要です。 	
6	相続人様の実印・取引印	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金等の払戻しには実印が必要です。 ・ 預金等の名義を変更する場合は、引き継がれる方の銀行取引印が必要です。 	
7	遺言書又は法務局が交付した遺言書情報証明書 （遺言がある場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺言書と遺言検認書 （遺言書情報証明書や公正証書遺言の場合は不要です） ・ 遺言執行者選任審判書 （遺言執行者が選任されない場合や遺言書で遺言執行者が指定されている場合は不要です） 	検認調書・遺言執行者選任審判書は家庭裁判所
8	遺産分割協議書 （遺産分割協議が済んでいる場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続人様に未成年者がいて遺産分割協議をする場合は、家庭裁判所による特別代理人の選任が必要となります。 	
9	調停調書・審判書 （遺産分割調停又は審判があった場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺産分割にかかる家庭裁判所の調停調書正本又は謄本、審判書正本又は謄本および審判確定証明書 	家庭裁判所
10	本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証や健康保険証など、ご来店者の本人確認ができる書類が必要です。 	
11	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託、債券等の相続手続に必要な書類を担当者が別途ご説明いたします。 	

◆「相続関係手続依頼書」のご記入要領

- 日付・・・書類を窓口にご提出される日の日付を記入してください。
- 「被相続人」欄・・・死亡された方のご氏名、死亡日を記入してください。
- 「相続関係者」欄・・・枠内に付記してある留意事項をご参照ください。
必ず、ご本人が自署し、実印を押捺してください。

○「1. 相続預金の表示・取扱内容」欄

【預金内容】

(1)「預金種類・取扱店」

- ・普通預金・定期預金等、預金の種目をご記入ください。
- ・総合口座に定期預金がある場合は、普通預金と定期預金に分けてご記入ください。
- ・通帳式の定期預金で数口ある場合は、まとめてご記入ください。

(2)「口座番号・預金名義」

- ・通帳・証書に記載の名義人・口座番号をご記入ください。

(3)「預金金額」

- ・相続関係手続依頼書のご提出日の預金額をご記入ください。
なお、通帳に未記入となっているお取引があることもありますので、金額をご記入の際は銀行にお問合せのうえご確認ください。

【取扱内容】

(1)「払戻し・名義変更区分」

- ・預金を払戻しするか、相続される方に名義を変更するか、ご希望の項目を○で囲んでください。

(2)「払戻し又は名義変更を受ける方のご氏名」

- ・預金の払戻し等をうける方（相続される方）のお名前をご記入ください。

(3) 亡くなられた方の通帳・証書を紛失されている場合は「通帳・証書喪失のお届印」欄に、預金の払戻し等をうける方（相続される方）の実印を押印ください。

「相続関係手続依頼書」左下部の※印の記載事項をご確認ください。

○「2. 保護預け債券（公社債・投資信託）の表示・取扱内容」

「3. 相続貸金庫の表示・取扱内容」欄

- ・これらのお取引がある場合にご説明いたします。

以上